第十三条中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十四条の表以外の部分中「第八条」を「第七条」に改め、同条の表第八条の項中欄中「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十三条において同じ。）を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の前に次のように加える。

第七条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該診療放射線技師養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十四条の表第九条第一項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同表第九条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第九条第三項	この項	この項、次条第二項
	届出	通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十四条の表第十条の項上欄中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十条第二項	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十四条の表第十二条の項上欄中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十四条の表第十三条の項上欄中「第十三条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十六条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十八条中「第八条から第十条まで及び第十三条」を「第八条後段、第九条第一項後段及び第二項後段、第十条第一項後段並びに第十三条後段」に改める。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第六条　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により看護師等養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該看護師等養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十二条中「前条」を「前条第一項」に、「その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十四条第一項並びに第十七条において同じ。）を経由して行わなければならない。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十三条第二項中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十三条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の規定により、第十一条第一項の指定を受けた看護師等養成所（以下この項及び第十六条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十四条の見出し中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。